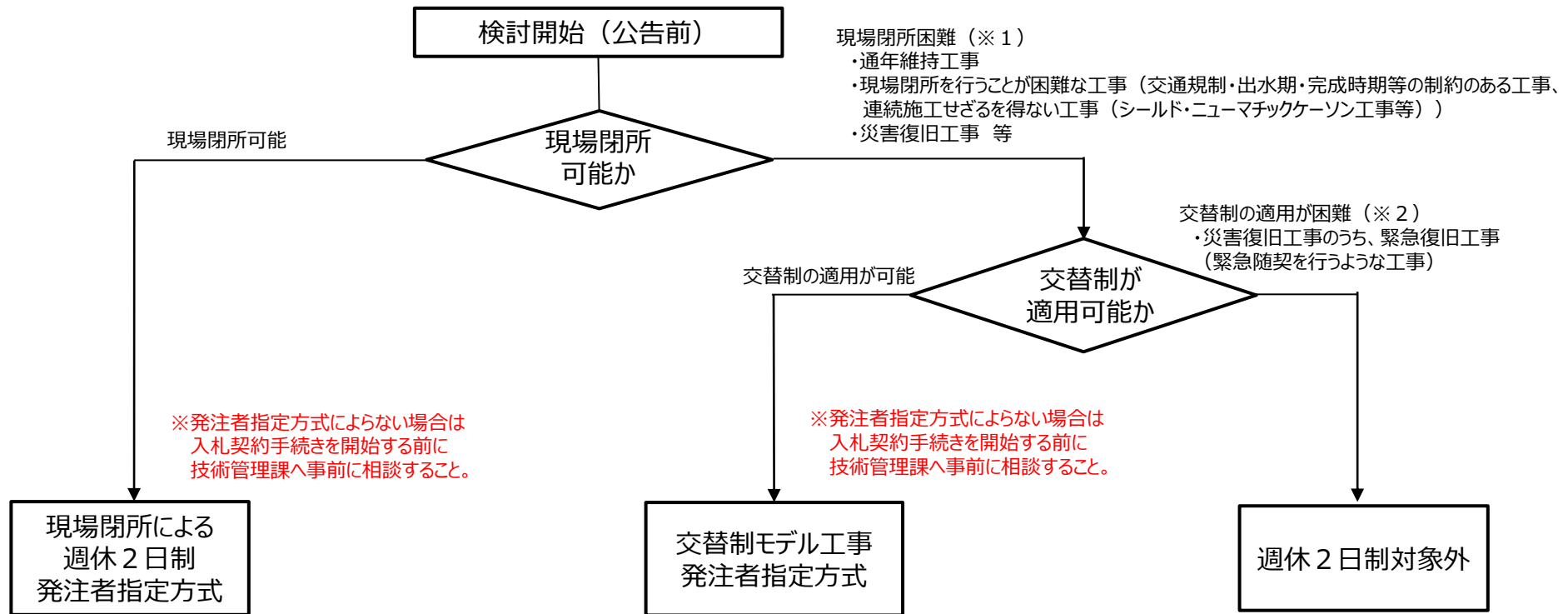


令和4年度 週休2日制適用工事について（原則、発注者指定方式）

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指すことから、全ての工事（港湾空港関係および営繕工事は対象外）を対象に『「現場閉所による週休2日制適用工事」の発注者指定方式』または『「週休2日交替制モデル工事」の発注者指定方式』により発注することを原則とする。
発注者指定方式によらない場合は入札契約手続きを開始する前に技術管理課へ事前に相談すること。
なお、現場閉所・交替制いずれも困難な工事は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。
- 方式選定にあたっては、下記フローを参考にすることとし、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。



（※1）現場閉所困難工事は下記を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日・祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等））
- ・災害復旧工事

（※2）交替制の適用が困難な工事は下記を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）